

# NIIGATA SKY PROJECT規約

## 第1条 プロジェクト名称及び目的

NIIGATA SKY PROJECTは、新潟地域における航空機及び航空関連産業の育成・振興を目的とした産学官連携事業であり、当事業への参画により、新たな市場開拓による活性化・高付加価値化を図ることを目的とする。

## 第2条 事業内容

新潟市が支援機関となり、参加機関と協同で次の事業を実施する。

- 1 航空機部品の一貫受注生産体制の構築へ向けた取組み
- 2 小型無人機の開発及びそれらを活用した各種プロジェクトへの取組み
- 3 展示会出展等の販路開拓に向けた取組み
- 4 その他、航空機及び航空関連産業の育成・振興に必要な事項に関すること

## 第3条 参加機関

- 1 参加機関は、第1条の目的に賛同する企業、団体とする。
- 2 参加機関になろうとする者は、事務局に別に定める申請書を提出し、承認を受けることで参画できる。
- 3 参加機関が退会しようとするときは、別に定める退会届出書を事務局に提出しなければならない。

## 第4条 事務局

- 1 事務局は、新潟市経済部成長産業支援課に置く。
- 2 事務局には、事務局長、事務局次長、事務局員を置く。

## 第5条 情報

プロジェクトで得られた情報は原則として事業期間中は参加機関以外に開示せず、必要な場合は、事務局と協議の上対応する。

## 第6条 事業成果について

事業成果の公表等については、事務局と協議の上対応する。

## 第7条 細則

この規約に定める事項のほか、研究会の運営に必要な事項は、必要に応じて別に定める。

## 附 則

この規約は、平成24年5月21日から施行する。